# 一般財団法人愛媛県教育会館維持財団定款

## 第１章　総　則

（名称）
第１条　この法人は、一般財団法人愛媛県教育会館維持財団と称する。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を松山市に置く。

## 第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、日本国憲法が規定する平和で民主的な社会を築くために、未来を担う子どもの権利と教職員の権利の維持・向上を図り、もって、愛媛県における教育の向上・発展と世界平和に貢献するとともに、歴史的建造物である教育会館を維持・保存することを目的とする。

（事業）
第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)教育の向上・発展に関する事業
(2)教育一般及び学術図書の研究調査に関する事業
(3)愛媛県教育会館の運営に関する事業
(4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第３章　資産及び会計

（基本財産）
第５条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。
２　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）
第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）
第７条　この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

（事業報告及び決算）
第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1)事業報告
(2)事業報告の付属明細書
(3)貸借対照表

(4)損益計算書（正味財産増減計算書）
(5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
2　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号及び第４号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3　第１項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第４章　評議員

（評議員の定数）
第９条　この法人には評議員３名以上７名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）
第 10 条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。
2　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
(1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。
イ　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族
ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ハ　当該評議員の使用人
ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者
ヘ　ロから二までに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

（評議員の任期）
第 11 条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3　評議員は、第９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第 12 条　評議員は、無報酬とする。
2　評議員には、その職務を遂行するために要する費用の支払いをすることができる。
3　前２項に関する必要事項は、評議員会の決議により定める「経費支弁等の支給の基準」による。

## 第５章　評議員会

（構成）
第 13 条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）
第 14 条　評議員会は、次の事項について決議する。
(1)理事及び監事の選任又は解任
(2)理事及び監事の経費支弁等の支給の基準

(3)評議員の経費支弁等の支給の基準
(4)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
(5)定款の変更
(6)残余財産の処分
(7)基本財産の処分又は除外の承認
(8)その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第 15 条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３カ月以内に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第 16 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
2　評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）
第 17 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1)監事の解任
(2)定款の変更
(3)基本財産の処分又は除外の承認
(4)その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者数の合計が第 19 条に
定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の
多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）
第 18 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第６章　役員

（役員の設置）
第 19 条　この法人に、次の役員を置く。
(1)理事　３名以上６名以内
(2)監事　２名以内
2　理事のうち１名を代表理事とする。
3　代表理事以外の理事のうち、１名を業務執行理事とする。

（親族関係者等の規制）
第 20 条　この法人の理事のうちには、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
2 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（役員の選任）

第 21 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2　代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 22 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、この法人の業務を分担執行する。

3　代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 23 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査することができる。

（役員の任期）

第 24 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2　監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議員会の終結の時までとする。

3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　理事又は監事は、第１９条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 25 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬）

第 26 条　理事及び監事は、無報酬とする。

2　理事及び監事にはその職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。

3　前 2 項に関する必要事項は、評議員会の決議により定める「経費支弁等の支給の基準」による。

（役員等の責任の免除及び責任限定契約）

第 27 条　この法人は、理事及び監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の賠償責任について、同法第 198 条において準用する第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2　この法人は、外部理事（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 113 条第 1 項第 2 号ロに規定する外部理事をいう）との間で、前項の賠償責任について、同法第 198 条において準用する第 115 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 7 章　理事会

（構成）
第 28 条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）
第 29 条　理事会は、次の職務を行う。
⑴この法人の業務執行の決定
⑵理事の職務の執行の監督
⑶代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）
第 30 条　理事会は、代表理事が招集する。
2　代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第 31 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第 32 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 8 章　定款の変更及び解散

（定款の変更）
第 33 条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2　前項の規定は、この定款の第 3 条・第 4 条及び第 10 条についても適用する。

（解散）
第 34 条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産の帰属）
第 35 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第１７号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
2　この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 9 章　公告の方法

（公告の方法）
第 36 条　この法人の公告は、電子公告により行う。
2　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は、愛媛新聞に

掲載する方法による。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　この法人の最初の代表理事は 加藤諭 とする。

4　この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

加藤　諭
来島 頼子
佐藤 博子
福田 浩治
松本 誠一

別　表　第 1　基本財産（第 5 条関係）

| 財　産　種　別 | 場所・物量等 |
|---|---|
| 土　　地 | 松山市北持田町 131 番地の 1<br>1,403.97 ㎡<br>(教育会館敷地) |
| 建　　物<br>(教育会館) | 松山市北持田町 131 番地の 1<br>木骨鉄鋼コンクリート造<br>屋根スレート葺 3 階建<br>建坪 560.36 ㎡　延床 1,423.14 ㎡ |
| 定 期 預 金 | 伊 予 銀 行　一万支店<br>四国労働金庫 愛媛支店 |